

院内医療事故安全対策委員会 規定

第1条 名称

- 1 本委員会を医療事故安全対策委員会と称す。

第2条 目的

- 1 医療事故安全対策委員会の目標に沿って、リハビリテーションの実践に必要なリスク管理の推進、ならびに医療事故防止を推進することを目的とする。

第3条 提案、審議

- 1 本委員会は次の各号に掲げる事項について議論し、上席会または理事会に答申する。
 - 1) 院内全体における医療事故、ヒヤリハットに関する事。
 - 2) 研修会の開催に関する事（医療事故等が起こった場合に必要に応じて実施）。
 - 3) 院長より指示を受けた事項に関する事。

第4条 活動

- 1 定期的に医療事故、ヒヤリハットの実態調査を行い、対策を推し進める。
- 2 定期的に医療事故、ヒヤリハット報告書について議論し、必要な対応策を担当者へ伝える。
- 3 院内全体として医療事故の防止、ヒヤリハットの質的な改善を推進する。
- 4 1、2について上席会、理事会へ報告する。
- 5 医療事故等が起こった場合にスタッフへ注意喚起を促す。また、必要に応じて院内全体で振り返る研修会を企画、運営する。

第5条 構成

- 1 委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 2 院長、副院長、各部門における代表者1名とする。
- 3 委員長は院長が指名する。委員長不在の場合は主任らが職務を代行する。

第6条 会議

- 会議は原則月1回開催する。
- 1 院長の指示がある場合に開催する。

附則 この規定は、2021年11月1日から施行する。